

奈良県告示第二百号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条第四項の規定により指定した奈良県収納代理金融機関の指定を次のとおり取り消した。

なお、昭和四十九年二月奈良県告示第五百四十四号（奈良県収納代理金融機関の指定）は、令和四年九月三十日限り廃止する。

令和四年九月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 収納代理金融機関の名称

三井住友信託銀行株式会社

二 取扱業務

県歳入の収納

三 取消年月日

令和四年九月三十日